

大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4325 号 2018.4.18 発行

虐待などの早期発見へ 精神保健福祉士が緊急巡回 神戸新聞 2018年4月18日

兵庫県三田市で精神・知的障害のある長男を父親がおりに閉じ込め監禁したとされる事件を受け、明石市は20日から、市内6カ所を精神保健福祉士らが緊急巡回する「心の相談会」を行う。障害などによる引きこもりや家庭内暴力、虐待などに悩む本人や家族に寄り添い、早期発見につなげる。

三田市の事件では、福祉担当者が二十数年前に家族の相談を受けながら、行政が支援せず、孤立した可能性が指摘されている。

明石市は、介護や子育て、生活困窮、障害など幅広い相談の初期対応を一本化する「地域総合支援センター」を今年4月、市内6カ所で本格稼働。同センターには、保健師や社会福祉士らが配置されているが、精神保健福祉士を巡回させることで、より専門的な相談に対応する。

総合福祉センター（同市）内の「にしあかし総合支援センター」は常時受け付け、他の5カ所を巡回する。地域総合支援センター本部TEL078・924・4501（藤井伸哉）

日時や会場は次の通り。いずれも午前10時～午後4時。

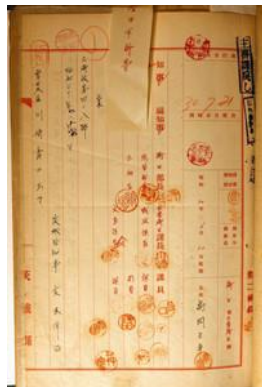
20日＝夜間休日応急診療所（同市）▽23日＝旧あかねが丘学園（同市）▽24日＝魚住市民センター（同市）▽25日＝ふれあいプラザあかし西（同市）▽26日＝市役所北庁舎（同市）

【茨城】強制不妊手術 9人の記録見つかる 障害者関連団体 実態解明 県に求める

東京新聞 2018年4月18日

1954年に県立内原精神病院で手術を受けた9人に関する文書（全国障害者問題研究会茨城支部提供）

旧優生保護法（一九四八～九六年）下で障害などを理由に不妊手術が繰り返されていた問題で、全国障害者問題研究会茨城支部（結城市）の会員が十七日、県立病院で一九五四年度に手術を受けた九人の氏名などが書かれた記録を見つけたと発表した。「個人を特定できる資料はない」と説明してきた県は「調査不足だった」と謝罪。支部は県に、実態解明と救済を申し入れた。（酒井健）



県庁で会見した支部会員で元特別支援学校教諭の船橋秀彦さん（62）＝笠間市＝によると、記録は、県が当時の厚生省から、不妊手術の費用の補助金を受け取るための清算書。当時の県立内原精神病院（現・県立こころの医療センター）で、五四年度に手術された十五～三十歳の男女九人の氏名や疾患名、術式や入院日数などが記されている。

九人が存命かは不明で、同病院の入院患者と、県立の知的障害児施設の入所者とみられる。施設入所者の手術は、施設長の同意があれば可能だったことなどから、船橋さんは「同

病院での手術は強制性があった」と説く。清算書を見つけたのは約十年前で「保管先はプライバシーの保護の点から話せない」とした。

厚生労働省が統計を元に発表した県内の手術件数は五十四件で、県は個人名の特定はできていないとしていた。

県の国松永稔（ながとし）・子ども政策局長は、船橋さんが示した記録に「私たちの知らない資料。書式などから本物の可能性が高く、調査不足だった」と謝罪。「記録は県の機関に、旧優生保護法関連ではない資料として保管されていた。資料を早急に確認し、より広範囲の公文書などを調査していきたい」とした。

個人名が特定できれば、対象者の生死やケアの必要性の確認ができるが、国松局長は「まずは資料を確認し、国の指示を待ちたい」と述べるにとどめた。

厚労省によると、手術件数の最多は北海道の二千五百九十三件。現在、全国の自治体に資料の保全を求めている。国会では手術を受けた障害者の救済に向けた議論が進んでいる。

山形県が障害児3施設調査 強制不妊、実態解明へ 河北新報 2018年4月18日

旧優生保護法（1948～96年）に基づく強制不妊手術問題で、山形県は17日、県立の障害児施設で入所者に不妊手術が実施されていなかったかどうか確認するため、県内全3カ所で調査に着手した。吉村美栄子知事が定例記者会見で明らかにした。旧優生保護法下の関連書類の有無を3施設で確認し、実態を解明する。対象の施設は1950年代から60年代までに新庄市、長井市、遊佐町に整備され、入所者は知的障害または身体障害のある18歳未満の男女。吉村知事は「時間がたって難しい面もあるかもしれないが、可能な限り調べたい」と述べた。県によると、優生保護審査会の議事録や診療報酬明細書などで、県内で不妊手術の実施を確認できた人は計31人。この中に県立障害児施設の入所者が含まれているか否かは分かっていない。県には今月6日、障害者の家族から県立障害児施設への入所歴と不妊手術の有無に関する問い合わせが寄せられていた。

不妊手術、診断書再提出求める 大分で「実際に診察したか疑問」

徳島新聞 2018年4月17日

1960年実施の大分県優生保護審査会で、医師が提出した健康診断書（左）と、医師に診断書の再提出を求めた通知書のコピー

旧優生保護法下での障害者らへの不妊手術問題で、大分県優生保護審査会が1960年、強制手術の申請があった女性5人の健康診断書の記述が類似しており「実際に診察した結果か疑問」として、精神科医側に再提出を求めていることが17日分かった。政府は旧法下での手術は「厳格な手続きを経ている」とするが、この医師による診断書の文面は、ほぼ定型化しており、関係者の対応が形骸化していた状況の一端がうかがえる。

識者からは「旧法の運用面で人権侵害があったことを裏付ける資料だ」との指摘が出ている。



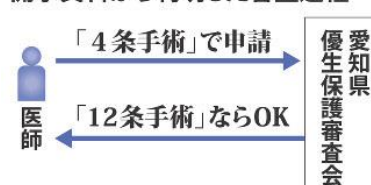
強制不妊手術 愛知県、公文書43件、608枚開示 毎日新聞 2018年4月17日

旧優生保護法（1948～96年）の下で障害者らに実施された強制不妊手術について、愛知県は17日、毎日新聞の情報公開請求に基づき、関係する公文書43件、608枚を開示した。遺伝性疾患を理由にした「4条手術」の申請を「否」とする一方、非遺伝性疾患が対象の「12条手術なら適」と条件付きで手術を認めた審査会の記録もあり、専門家は「本来なら再申請すべきだ」と指摘している。【道永竜命】

開示されたのは、県に残っていた66～71年度の審査会9回分の議案や審査結果、手術の申請書など。患者名や住所、管轄保健所名などは黒塗りにされ、個人の特定はできないが、13～41歳の男女60人が審査され、うち55人の手術を「適」と判断していた。他に「否」が2人、判断が保留され、結果が不明な人も3人いた。

55人のうち5人は、4条手術の申請に対し「否」と判定した一方、摘要欄に「ただし12条なら適」などと記されていた。年齢などの項目が合致する患者の再申請・審査の記録はなかった。14歳女性は知的障害で「居住地域が工場地域のため男子労務者の往来が多く、誘惑されたりするので過失防止のため」として4条手術の申請があったが、12条手術が適当と結論づけられていた。

開示資料から判明した審査過程



一方で、12条手術の申請に対し、「4条で処置してください」として認められた人も、知的障害のある36歳の女性など2人いた。

55人のうち約6割の32人が12条申請で、19歳女性は「外部の誘惑にかかりやすい」、30歳女性は「男性にいたずらされて妊娠する恐れがある」など、予防的理由で手術を申請している例もあった。

審査会で「適」とされた人が実際に手術を受けたかは不明。県の衛生年報によると、県内では49～81年に255人に対し強制不妊手術が実施され、今回開示された時期の手術は17人だった。

東京大大学院総合文化研究科の市野川容孝教授（医療社会学）の話 12条による手術は保護者の同意が必要であり、一度申請した医師から改めて申請し直してもらわなければならない。審査会が4条による申請を12条ならば適当と判断しているというのはきちんと審査しているように思える。

旧優生保護法による強制不妊手術

本人や配偶者が同意した場合（3条）と、本人らの同意によらない場合に分かれ、4条では法に掲げる疾患の「遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要」と医師が認めた時、都道府県の審査会に申請する。一方、12条は遺伝性ではない精神疾患などがある場合、医師は保護者の同意があれば審査を申請できるとしている。

4条手術の申請に対し、12条手術なら「適」とされた事例

患者	疾患名	申請理由
17歳男性	知的障害	婦女子にいたずらの行為しばしばあり
14歳女性	知的障害	居住地域が工場地域のため男子労務者の往来が多く誘惑されたりするので
37歳女性	知的障害	子を出産した場合、これをほ乳し独立して生計を営む能力に欠けている
19歳女性	先天性脳性	性的に無知無関心で将来が非常に危険小児まひ
13歳女性	知的障害	性的風俗異常行動が認められる

旧優生保護法 強制不妊 他国の補償政策、識者に聞き取り 超党派勉強会

毎日新聞 2018年4月18日

旧優生保護法（1948～96年）下で行われた障害者らへの強制的な不妊手術問題を考える超党派議員連盟の第3回勉強会が17日、国会内で開かれ、同様の法律があったドイツなど他国の補償政策について専門家からヒアリングした。東京大大学院の市野川容孝（やすたか）教授（医療社会学）が、ドイツやスウェーデンの補償の経緯や内容などを説明。議連会長の尾辻秀久元厚生労働相（自民）は、証拠が不十分でも被害者の言い分を尊重して補償につなげたスウェーデンについて「我々も参考にすべきだ」と話した。【藤沢美由紀】

医療機関の梅毒届け出、妊娠有無の報告義務化へ 厚労省 朝日新聞 2018年4月17日

梅毒に感染している妊娠中の女性から胎児に感染する「先天梅毒」の報告数が増加傾向にあることを受けて厚生労働省は17日、感染症法に基づく医療機関からの梅毒の届け出事項に「妊娠の有無」を加える方針を決めた。感染した妊婦数の把握と適切な治療による子への影響の軽減を図る。

梅毒は主に性行為で感染する。国立感染症研究所によると、昨年報告患者は全国で5820人（暫定値）と44年ぶりに5千人を超えた。女性は20～30代に多く男性は20～50代に多い。妊婦が感染すると流産や死産になりやすくなったり、子の目や耳に障害が出たりする。

厚労省によると、先天梅毒と診断された赤ちゃんは2012、13年は4人。15年は13人、16年は14人と増加。梅毒と診断された妊婦は16年に33人とする厚労省研究班の調査データもある。だが妊娠についての届け出は義務づけられておらず、梅毒と診断された妊婦の実態は分かっていなかった。厚労省は年内にも、届け出事項に加える。担当者は「早期に抗菌薬を服用すれば、胎児への感染は防げる」と注意を促す。また、性風俗業界で働く女性から客の男性への感染の増加が指摘されていることから、性風俗で働いたことがあるかや利用歴についての項目も加える。（黒田壮吉）

福祉と司法の連絡協 発足 身寄りのない高齢者支援強化へ 4団体と県弁護士会「双方の専門性を生かす」 毎日新聞 2018年4月17日

身寄りのない高齢者らの支援強化などを目的に、県医療ソーシャルワーカー協会など福祉の専門家をつくる4団体と県弁護士会が、「福祉と司法の千葉県連絡協議会」を発足させた。これまで社会福祉士らと弁護士が個人で連携することはあっても組織同士が協力する枠組みはなかった。関係者は「双方の専門性を支援に生かせる」と期待している。【斎藤文太郎】

協議会に参加するのは他に、県社会福祉士会、県精神保健福祉士協会、県臨床心理士会の3団体。1月末に任意団体として設立し、事務局は県弁護士会に置いた。各団体に所属する有資格者が集まって5月以降、勉強会を県内各地で開く予定だ。

連携の効果が最も期待されるのが、身寄りのない高齢者の支援。病院の相談支援従事者らでつくる県医療ソーシャルワーカー協会の柳田月美会長（51）によると、1人暮らしの高齢者が入院した場合、家族や親族がいないため、治療方針や退院後の入所施設などを決めにくい。だが、弁護士と連携することで、「成年後見制度をスムーズに利用でき、退院後の生活支援にもつなげられる」と期待を寄せる。

司法の立場から協議会設立の準備を進めてきた県弁護士会所属の常岡久寿雄弁護士は「弁護士は相談の敷居が高いと言われることが多い」と現状を説明したうえで、「勉強会で互いの業務や専門性を話し合い、顔の見える関係を広げたい」と展望を語る。

ドメスティックバイオレンス（DV）の被害者支援でも司法と福祉の連携は欠かせない。病院を受診した被害者に病院のソーシャルワーカーが詳しい弁護士を紹介できれば、離婚に向けた手続きなどを迅速に進められるという。

一方、有資格者全員に加入義務がある弁護士会と異なり、福祉系の4団体は任意加入で、加入率が2割を切る団体もある。そのため組織間で連携しても成果を有資格者全員には周知しにくい。柳田会長は「会員ではない有資格者への情報発信が今後の課題だ」と話している。

■福祉と司法の連携が必要な場面

- ・ 1人暮らしの高齢者の入退院
福祉→退院後の生活の場の確保

- 司法→身元を保証する成年後見人を決める手続き
- ・認知症の高齢者の悪質商法対策
 - 福祉→日ごろの見守り態勢強化
 - 司法→不当な契約の解除手続き
- ・自死遺族の支援
 - 福祉→心のケア
 - 司法→財産の整理など
- ・被告の再犯防止や地域生活支援
 - 司法→執行猶予付き判決後の居場所探し
 - 福祉→生活保護の手続き、就労の相談

障害者買い物調査 2～4割トラブル経験 消費者庁 /岡山

毎日新聞 2018年4月17日

消費者庁は、徳島県と岡山県の障害者施設などを利用する精神・知的・発達障害者の消費行動や消費者トラブルの実態についてのアンケート結果を公表した。調査では、全体的に買い物好きな人が多い一方で、2～4割ほどがトラブルを経験していたことが分かった。調査は、徳島県庁にある消費者庁の政策研究の新拠点「消費者行政新未来創造オフィス」が昨年10月から実施。

療育相談 おにぎり店で 特別支援学校元教諭が開店 ワークショップも 千代田 /東京

毎日新聞 2018年4月18日

昨年まで特別支援学校の教諭をしていた積田寛美さん（57）が3月、千代田区におにぎり店を開いた。店では一つ100円のおにぎりを販売するだけでなく、発達障害のある子の療育相談に乗ったり、おにぎり作りのワークショップを開いたりする。【奥山はるな】

積田さんは昨年まで34年間、都立の特別支援学校で教諭をしていた。特に力を入れていたのが「調理学習」。障害のある子も、包丁代わりにピーラーを使うなどの工夫をすれば、安全に調理でき、家庭で保護者の手伝いができる。普段は授業に集中できない子が、自分からエプロンを巻いて家庭科室に来るなど、手応えを感じていた。

昨年3月「立場を離れ、障害のある子や親がのびのび過ごせる料理教室をやりたい」という夢を描いて早期退職。修業のため、同区で元ITエンジニアの店主が営む「未来食堂」で働き始めた。食堂の常連から「近くに良い物件があるよ」と紹介されたのがきっかけで、おにぎり店を開くことに。ひよんなことから結ばれた縁に感謝し、「結」という字にかけて「糸吉（いときち）」と名付けた。

平日の朝から午後にかけて、おにぎりやスープを販売。土曜と祝日は正午から午後のみ開店し、発達障害のある子の療育相談に乗っている。初回は無料という。

外食の難しい子どもや、おにぎり作りを体験したい外国人らに向け、店内を60分間貸し切りワークショップも開催。大人は1人2000円で、具を自由に選んだり、焼きおにぎりやお茶漬けにしたりして、好きなだけ食べられる。積田さんは「働くサラリーマンや障害のある子、外国人旅行者など、誰にとっても使い勝手の良い店にしたい」と話す。

問い合わせはメールアドレス（tmitter163@gmail.com）。

弾む打楽器 進化の10年目 節目の晴れ舞台「盛り上げたい」

読売新聞 2018年4月18日

知的障害や発達障害がある、横須賀市の男性六人の音楽グループ「そよかぜバンド」による毎春恒例のライブが、二十二日午後三時から、市総合福祉会館で開かれる。二〇〇九

年の結成から十年目を迎えた節目の年の晴れ舞台に向け「盛り上がりたい」と意気込んでいる。

リハーサルに励む「そよかぜバンド」のメンバーと中川さん（後方）＝横須賀市で

六人は十八～二十四歳で、いずれも市立岩戸中学校の特別支援学級の出身。療育手帳の区分上の程度は、最重度から最軽度までさまざまで、日頃は量販店の販売や清掃、農作業といった仕事をしている。

結成のきっかけは〇九年秋の合唱コンクール。担当教諭だった中川茂さん（63）の発案で、当時在籍していた四人が打楽器を中心にバンドを組んで出場。メンバーから「バンドを続けたい」との声が上がり、卒業後も中川さんがボランティアで指導して年一、二回、演奏会を開いている。バンド名は学級名の「そよかぜ」から取った。



後輩二人を加えた現在は、ボーカルとマリimbaに加え、タンバリンやスネアドラムなどの打楽器で構成。中川さんのギター、ボランティアのピアニストらサポートメンバーが脇を固める。

リハーサルではメンバーが拳を突き上げて歌ったり、楽器を思い切りたたいたり、本番さながらに熱のこもったパフォーマンスを見せた。中川さんは「演奏するたびに、うまくなっている」と目を細める。ボーカルを務める川上翔馬さん（23）は「音楽は楽しいし、癒やされる。ストレスの解消にもなる」と笑顔。「お客さんも一緒に手をつないで盛り上がるステージにしたい」と抱負を語った。

ライブでは「明日があるさ」「上を向いて歩こう」などの有名曲と、メンバーの親が作ったオリジナル曲合わせて八曲を披露する。入場無料。問い合わせはバンドの事務局＝電090（6127）6962＝へ。（福田真悟）

青森駅 「ヘルプマークが0から1に」リツイート2万回超



毎日新聞 2018年4月17日

「ヘルプマークをもっと知ってほしい」と話す新坂時深さん（右）と赤石萌華さん＝青い森鉄道の青森駅のホームで、北山夏帆撮影

「女子高生らしきお方へ」の感謝ツイート 反響呼ぶ

「青森駅で『何かお手伝いできることはありませんか？』とお声がくださった女子高生らしきお方へ。（略）あなたのおかげで『ヘルプマークをつける意味』が、0から1になりました。本当に

ありがとうございました」

内臓疾患を抱える人や義足を付けている人、妊娠初期の人など外見からは分かりにくくても援助や配慮が必要なことを示す「ヘルプマーク」。全国で利用が広がりつつあるが、認知度はまだ高いとは言えない。そのヘルプマークについて、今月2日にツイッターに投稿されたつぶやきが2万回以上リツイートされ、反響を呼んだ。

ツイートしたのは青森県八戸市に住む新坂時深（ときみ）さん（22）＝ツイッター名。アスペルガー症候群と注意欠陥多動性障害（ADHD）の二つの発達障害があり、2017年5月からヘルプマークを身につけるようになった。現在は両目に白内障も患って視力が低下し、物を落としたり人にぶつかったりすることも多いという。

新坂さんはツイートをした2日の昼ごろ、友人に会うため八戸駅から青い森鉄道に乗り、終点の青森駅に降り立った。しかし、終点の駅は降りる人が多い。大勢の人がどこへ進むのか分からず戸惑ってしまい、混雑が収まるのをホームに立って待っていた。

それに気づいたのが同じ電車から降りた青森県立青森東高3年の赤石萌華さん（17）だ。「終点なのに新坂さんがホームで立ち止まっていたので気になり、すれ違った時にヘルプマークをカバンに付けていることに気がきました」と振り返る。

赤石さんは、通学で利用する青い森鉄道の矢田前駅に張ってあるポスターを毎日見ているので、マークのことは知っていた。一度は階段を途中まで上ったが、見過ごすことができずに引き返して声をかけた。「お手伝いできることはありませんか」。マークを付けて約1年の新坂さんにとって、初めての経験。声をかけてもらったことがうれしく、「とても幸せです」と赤石さんに伝えた。2人は連絡先を交換せずに別れたが、新坂さんはその日夕、感謝の気持ちを改めてツイートした。

ヘルプマークは東京都が12年に作成したのが始まりだ。普及に取り組む自治体は増えているが、青森県内では認知度はまだ低い。県が3月にまとめたアンケート（県内在住の192人が回答）では、マークを「知らない」と答えた人は約56%、「見たことはあるが意味は知らない」が約7%で、6割以上で認知されていなかった。「携帯している人を見かけたことがない」も、約91%に上った。

青森県障害福祉課の担当者は「今後もポスターなどで理解度を高めていきたい。ただ、女子高生による声かけがあったということは若い世代に徐々に浸透しているということではないか。これをきっかけにさらに広まれば」と話す。

新坂さんの投稿はその後、赤石さんの目に留まり、2人は連絡をとりあうことができた。

新坂さんは「障害があることを隠したい人もいるかもしれない。マークを付けていることで、嫌がらせにあったという人もいた」とした上で、「それでも（マークを）知っているのと知らないのでは意味が違う。知ることで付ける付けないの選択肢も生まれる。障害を持つ人にも持たない人にもまずは知ってほしい」と話す。

赤石さんも「自分のささいな行動が注目されて驚いたが、マークを広めるきっかけになれば。知っているだけでできることも増えるし、知る人が増えればよりハンディを持つ人を安心させられると思う」と話している。【北山夏帆】

ヘルプマーク

長方形の樹脂製プレートで、赤地に白の十字とハートをあしらっている。障害者手帳の有無にかかわらず、導入自治体の福祉担当窓口などで該当する希望者に無償で配布。青森県では今月16日現在で2252個が配られている。

社説:欠格条項見直し 障害者の活躍支えたい

中日新聞 2018年4月18日

障害者の活躍の場を広げる契機としたい。成年後見制度を使う人から仕事の選択肢を奪ってきた諸種の法律の「欠格条項」が廃止される段取りだ。切り捨てるから支えるへ、発想を転換すべきだ。

成年後見は認知症や知的障害のある人の権利を守る仕組みだ。判断能力の乏しい順に後見、保佐、補助の三類型があり、後見人などに選ばれた家族らが代わりに財産管理や契約行為を手がける。

現在、利用者はおよそ二十万人いる。その九割以上を後見と保佐が占めている。

ところが、この二類型に頼ると二百以上の職種や資格、業務分野で自動的に不適合とされ、活躍の場から締め出されてしまう。百八十を超す法律にそう規定した欠格条項が設けられているからだ。

建築士や保育士、教員、公務員として働くことも、法人の役員を務めることも許されない。障害者の自立と社会参加を支えるはずの制度が逆に足かせとなり、利用をためらわせてもきた。この矛盾を長年放置した政府の責任は重い。

政府はようやく今国会に、成年後見にかかわる欠格条項を全廃する一括法案を出した。問答無用で失業に追い込まれ、訴訟に発展した事例もある。政府は救済策も併せて講じるべきではないか。

岐阜地裁では、財産管理を保佐人に任せただめに、警備業法の規定により警備員の仕事を失った知的障害のある男性が、職業選択の自由で反すると訴えている。

大阪地裁では、大阪府吹田市職員だった自閉症の男性が、保佐人を付けたことで地方公務員法の規定により失職したのは、法の下での平等に反すると主張している。

自らの権利を守る能力が低いからといって、一律に労働能力まで否定し、排除するのは人権侵害にほかならない。きちんと仕事をこなす能力があるかどうかは、障害に配慮して支援することを前提に個別にチェックするのが筋だ。

気がかりなのは、欠格条項から成年後見の利用者を削除する一方で、例えば「心身の故障により業務を適正に行えない者」といった文言に置き換える案が目立つことだ。詳しい定義づけを国会審議を経る必要のない府省令などに委ねる形になっている。

これでは行政のさじ加減ひとつで、排除される障害者の幅がかえって広がる懸念が拭えない。障害の有無を問わず、個別に能力をチェックする。その仕組みをこそ担保すべきだ。殊更に障害を問題視する姿勢は差別の温床になる。

「変わらなさ」に向き合うことで現実を「変えていく」日刊ゲンダイ 2018年4月18日
「福祉は『性』とどう向き合うか 障害者・高齢者の恋愛・結婚」結城康博ほか著 ミネルヴァ書房／2200円＋税



今から10年前の2008年、私は男性重度身体障害者に対する射精介助を行う非営利組織を立ち上げた。

脳性まひや神経難病による手足のまひや拘縮によって、自力での射精行為が困難な男性に対して、介護や看護の資格を持ったケアスタッフを自宅に派遣し、射精の介助を行うという訪問介護型のサービスだ。

10年間、現場で障害のある人の性に向き合い続けたことで得られた感想は、障害者の性の問題は、当事者個人の問題ではなく「社会の問題」であるということだ。

年齢や環境に見合った性教育の欠如、セクハラや性暴力被害に対する支援制度の不備など、私たちが生きている社会には個人の性の健康や権利を脅かすさまざまな欠陥がある。そうした欠陥が最も端的かつ暴力的な形で表れるのが、障害者や高齢者といったマイノリティーの世界だ。本書の中では、障害のために思うように性愛にアクセスできない人たち、加齢に伴う性的困難に悩む人たちの姿が描かれている。私たちの社会が性の健康と権利を無視してきたツケが、マイノリティーの人たちにのしかかっているわけだ。

そうしたマイノリティーの人たちに対する性的抑圧を解消するためには、私たち自身、そして社会の側を変えていかなければならない。

そのためにはどうすればいいか。その答えは、残念ながら本書の中には書かれていない。現状の確認や問題提起にとどまっている。障害者の性や高齢者の性が「古くて新しい問題」であり続けているのは、「社会の問題」であるがゆえの解決の難しさが理由なのかもしれない。

こうした現実に対して、私たちが取るべき選択肢は、マイノリティーの性の問題をタブー扱いするのでもセンセーショナルなネタとして消費することでもなく、問題の「変わらなさ」に実直に向き合い続けることだろう。福祉を含めた現実の「変わらなさ」と向き合うことが、現実を「変えていく」ための最低条件になるはずだ。



月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行